

令和2年第11回霧島市農業委員会定例総会

日時	令和2年11月30日(月) 13時50分			
出席委員 (19名)	1番 今吉 耕己	2番 今川 芳信	3番 二月田 努	4番 間世田 恵
	5番 西代 秀子	6番 岡村 勝敏	7番 中村 優志	8番 松下 さえ子
	9番 山之内 悟	10番 中園 真一	11番 長崎 恵里子	12番 田代 一友
	13番 今吉 藤雄	14番 笹峯 久雄	15番 大山 茂美	16番 今村 浩一
	17番 東鶴 昭雄	18番 常盤 信一	19番 梶島 睦夫	
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 中村 真貴子	
	主査 有村 真一	主査 剥岩 泰三	主査 山下 良太	
	主任主事 水迫 時巳	主事 鶴瀬 祐樹		
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>8 「強制競売の買受適格証明願(耕作目的)」について</p> <p>9 「強制競売の買受適格証明願(転用目的)」について</p> <p>10 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について</p>			

開会 13時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和2年第11回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長(会長)	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長(会長)	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が4件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を9番委員。
--------	--

9番委員	1番を報告いたします。届出地は野口生活改善センターの南東に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmとするものです。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の2を2番委員。
2番委員	2番。届出地は国分西小学校の南東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を80cmし、周囲は土羽で固めるものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上。
議長（会長）	同じく国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告いたします。届出地は湊多目的集会所の南に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は農業用施設9.5㎡を建設するものである。工事内容は現況のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人の4を5番委員。
5番委員	4番を報告します。届出地は隼人中学校の北に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を60cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われ、以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、なしという声がありましたので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定51件、中間管理権の設定12件の計66件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が33件提出されております。これらにつきましては、各地で開催されました農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数5筆、面積10,117㎡、利用権設定51件、筆数69筆、面積99,497㎡、中間管理権の設定12件、筆数15筆、面積21,018㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ございませんので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利

	用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請11件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、霧島の8番は11月27日付けで取下げられましたので申請件数は10件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。申請地は野口生活改善センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,205㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、同じく国分の2から4までを9番委員。
9番委員	2番から4番まで続けて報告いたします。まず2番です。申請地は始良東部公設地方卸売市場の南に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和7年1月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,107㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして3番を報告いたします。申請地は石井口公民館の北東に位置し、現況は畑である。現地については3番委員に調査をしていただいています。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,881㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして4番を報告いたします。申請地は国分中学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が令和7年3月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,264㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の5と6を18番委員。
18番委員	5番、6番を続けて報告いたします。5番。申請地は敷根保育園の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,569㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	次に6番。申請地は敷根東集会所の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は32,838㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の7を1番委員。
1番委員	7番を報告します。申請地は糸走公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,707㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の9を5番委員。
5番委員	9番を報告します。申請地は湯田公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,148㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	次に、隼人の10を8番委員。
8番委員	10番を報告いたします。場所現地調査につきましては、11月21日に4番委員にお願いいたしました。そして聞き取り調査は私が行いました。申請地は小鹿野公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は26,451㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、福山の11を19番に代わり5番委員。
5番委員	11番を代読いたします。申請地は福山病院の北東に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が令和5年3月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,991㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	1番について、申請人は※※の住所ですが、こちらにお住まいなのですか。それと、11番については、耕作目的が何なのか教えてください。
議長（会長）	現地調査委員、わかりますか。はい、それでは事務局。

事務局	はい。1 番についてですが、※※に仕事の関係でお住まいですが、申請地の隣に奥さんが住んでいまして、申請人も来年の3月に戻ってこれるとのことです。次に11番ですが、耕作した農作物をレストランで使用して販売するとのことです。以上です。
議長（会長）	11番について補足いたします。※※の調査は私が行きました。耕作する野菜は軟弱野菜でレタスなどを料理で提供しています。また、ブルーベリーを植栽して店で利用するとのことでした。以上です。2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地への編入1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。横川の1を17番委員。
17番委員	1番。申出地は、安良小学校の南に位置しており、現況は不耕作地である。編入目的は、畜産基盤再編総合整備事業を活用し、農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものである。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地編入1件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は畑である。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は下水道へ流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第

	5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が10件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、国分1から4を9番委員。
9番委員	<p>1番から4番を続けて報告いたします。1番です。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして3番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4番を報告いたします。申請地は市営川内団地の東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和61年10月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地619.19㎡を一体利用するもので、全体計画面積は645.19㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の5を1番委員。
1番委員	5番を報告いたします。申請地は溝辺中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の6を3番委員。
3番委員	6番。申請地は祝儀園公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、昭和56年3月頃、一部住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場、車庫、物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地270㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,153㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支

	障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の7と8を7番委員。
7番委員	<p>7番を報告いたします。申請地は松下病院の北に位置し現況は宅地である。なお、平成元年3月頃、宅地拡張してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地403.82㎡を一体利用するもので、全体計画面積は553.24㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて8番を報告いたします。申請地は鹿児島神宮の北西に位置し、現況は山林である。なお、平成29年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人の9を8番委員。
8番委員	9番を報告いたします。申請地は鹿児島検疫所鹿児島空港出張所の東に位置し、現況は畑と山林である。なお、平成20年3月頃、一部植林をしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、クヌギ1,000本を植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の10を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	10番を代読いたします。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は植林済みである。なお、平成30年3月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が30件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、隼人の28番は、11月25日付けで取下願いが提出されましたので、合計は29件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から
--------	---

	霧島の5までを17番委員。
17番委員	<p>1番から5番まで続けて報告します。1番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は車置場、休憩所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地667㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,285㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は車置場、休憩所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する5条申請地618㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,285㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番。申請地は敷根保育園の北西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は十文字団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5番。申請地は霧島神宮の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地824㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は4,265㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の6から10までを18番委員。
18番委員	<p>6番から10番まで続けて報告いたします。6番。申請地は鹿児島高専の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は貸資機材置場、貸車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地623㎡を一体利用するもので、全体計画面積は6,489㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に7番。申請地は小田団地の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>8番。申請地は宇都山公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の既</p>



	<p>存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地382㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,325㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番。申請地は宇都山公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地1,943㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,325㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>10番。申請地は迫間公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設事務所2棟、倉庫3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和2年12月4日から令和3年3月31日までで、一時転用終了後は農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の11から14を16番委員。
16番委員	<p>11番から14番まで続けて報告いたします。まず11番です。申請地は妻屋公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は排水路を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に12番を報告します。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地を一体利用するもので、全体計画面積は656㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地99㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,130.79㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番。申請地は姫城公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の15から21までを9番委員。
9番委員	15番から21番まで続けて報告いたします。15番です。申請地は野口公民館西集会所の南に

	<p>位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして16番です。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画、建売住宅6棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして17番です。申請地は市営福島第一団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は412.36㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして18番です。申請地は舞鶴中学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番です。申請地は国分児童体育館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番です。申請地は国分海の風認定こども園の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲10区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番です。申請地は国分海の風認定こども園の北西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の22を18番委員。
18番委員	22番を報告します。申請地は塚脇小学校の北東に位置しており、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の23を1番委員。

1 番委員	2 3 番を報告します。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺の24を13番委員。
13番委員	24番。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は休耕地と畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の25から27を5番委員。
5番委員	25番を報告します。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 次に26番。申請地は鹿児島高専の北に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 27番。申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の29を7番委員。
7番委員	29番を報告します。申請地は宮内小学校の東に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の30を8番委員。
8番委員	30番を報告いたします。申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に議案第8号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売の買受適格証明願（耕作目的）が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。福山の1を15番委員。
15番委員	1番を報告します。申請地は牧野中公民館の北西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは、規模拡大という申請理由であり耕作意欲もあり、また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて買受け適格者として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい賛成多数であります。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取扱いについて審議いたします。先ほどの審議において、買受適格者として承認されておりますので、農地法第3条の申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔会長に一任〕と呼ぶ者あり
議長（会長）	会長に一任というご意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することと決定いたしました。

△ 議案第9号 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について

議長（会長）	次に議案第9号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法による強制競売の買受適格証明願（転用目的）が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第5条の許可申請があった場合の取扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を16番委員。
16番委員	1番でございます。申請地は日当山駅の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の5条許可地833㎡を一体利

	用するもので、全体計画面積は1,900㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査員の意見報告が終わりました。ご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第9号「買受適格証明願（転用目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて買受適格者として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたします。先ほどの審議において、買受適格者として承認されておりますので、農地法第5条の申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔会長に一任〕と呼ぶ者あり
議長（会長）	会長に一任というご意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第5条の申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第5条の申請があった場合、会長の判断で処理することと決定いたしました。

△ 議案第10号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第10号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題とします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	はい、農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、地目田251筆、226,961㎡、地目畑178筆、160,256㎡、合計で429筆、387,217㎡となりました。この429筆につきましては、周囲の農地の集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第2条第1項に該当しない旨判断しましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の説明について、質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第10号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、非農地とすることに決定いたしました。以上で、令和2年第11回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和2年第11回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 15時30分

9番 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_